

東京女子学生会館／東京女子学生会館 中野別館

東京女子学生会館又は東京女子学生会館中野別館の入館申込みにあたり、下記条項を約定します。

第1条 申込者及び入館者（以下「私」とする）は入館申込みにあたり、貴館入館要綱の各条項を承認致します。

第2条 私は本申込みと同時に申込金3万円を納入します。私の都合により本申込みを取り消すとき、申込書の記載内容に虚偽がある場合は、申込書の返還を請求致しません。

第3条 私は入館承諾の通知を受けた場合は、入館要綱記載の最終期限日までに一切の入館手続きを完了致します。但し、特別の事情により手続きが遅れる場合は、その旨速やかに連絡し、貴館の指示に従います。

第4条 契約期間は、契約終了の年の3月20日までとします。

第5条 私は居室の階層・位置について、貴館に一任します。

第6条 私は入館資格や館内規則等に適合できない場合、申込書の記載内容に虚偽がある場合は、貴館の指定期日までに退館致します。又その場合、一切の異議の申し立てはせず、貴館にご迷惑はお掛け致しません。

以上